



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成21年10月16日金曜日 第2109号外2

◇ 目 次 ◇

教育委員会規則

○ 愛媛県教育委員会事務委任規則の一部を改正する規則…………… 1

人事委員会規則

○ 愛媛県職員の退職手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則…………… 1

○ 愛媛県職員退職手当条例の規定に基づく意見の聴取の手続に関する規則……………28

○ 愛媛県職員退職手当条例第18条第3項の規定による意見陳述の機会に関する規則……………30

## 教育委員会規則

### ○愛媛県教育委員会規則第9号

愛媛県教育委員会事務委任規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年10月16日

愛媛県教育委員会

委員長 井 関 和 彦

### 愛媛県教育委員会事務委任規則の一部を改正する規則

愛媛県教育委員会事務委任規則（昭和31年愛媛県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（委任事務）</p> <p><b>第2条</b> 愛媛県教育委員会（以下「委員会」という。）は、法第26条第2項各号（法第37条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に掲げる事務及び次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>退職手当の支給制限等の処分（一時差止処分を除く。）及び当該処分に係る人事委員会への諮問</u></p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) 省略</p> <p>(6) 省略</p> <p>(7) 省略</p> <p>(8) 省略</p>	<p>（委任事務）</p> <p><b>第2条</b> 愛媛県教育委員会（以下「委員会」という。）は、法第26条第2項各号（法第37条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に掲げる事務及び次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) 省略</p> <p>(6) 省略</p> <p>(7) 省略</p>

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 人事委員会規則

### ○愛媛県人事委員会規則7-1072

愛媛県職員の退職手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年10月16日

愛媛県人事委員会委員長 稲 瀬 道 和

### 愛媛県職員の退職手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則

愛媛県職員の退職手当の支給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7-479）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> この規則は、愛媛県職員退職手当条例（昭和29年愛媛県条例第3号。以下「条例」という。）第5条の2第2項第19号、第5条の5、第6条の4第1項から第3項まで及び第5項_____、第10条、第11条第2号_____並びに第21条の規定に基づき、愛媛県職員の退職手当の支給等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(退職手当の請求手続)</p> <p><b>第2条</b> 条例第2条の4及び第6条の5に規定する退職手当及び条例第9条に規定する退職手当（以下「退職手当」という。）は、その支給を受ける資格を有する者からの請求によりこれを支給する。ただし、特別の事情のあるものについては、本人の請求を待たずに退職手当の全部又は一部を支給することができる。</p> <p>2 退職手当の支給を受けようとする者は、退職手当請求書（死亡以外による退職の場合は様式第1号、死亡による退職の場合は様式第2号）に次の各号に掲げる書類を添付して、退職当時の所属長を経て、任命権者に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) 条例第2条の2第1項第2号又は第3号の該当者である場合には、前号に掲げるもののほか、条例第1条及び第2条に規定する職員（以下「職員」という。）の死亡当時その職員の収入により生計を維持していたことを明りようにし得る生計関係申立書（様式第4号）</p> <p>(6)～(8) 省略</p> <p>3 省略</p> <p><b>第3条</b> 条例第2条の2第3項に規定する同順位の者が2人以上ある場合においては、そのうちの1人を総代者として退職手当を請求することができる。</p> <p>2 省略</p> <p>(基礎在職期間)</p> <p><b>第3条の2</b> 条例第5条の2第2項第19号に規定する人事委員会規則で定める在職期間は、次に掲げる在職期間とする。</p> <p>(1) 条例第8条第4項本文_____に規定する場合における移行型一般地方独立行政法人の職員としての在職期間</p> <p>(2)～(7) 省略</p> <p>(退職手当の調整額の算定対象から除外する休職月等)</p> <p><b>第3条の6</b> 条例第6条の4第1項に規定する人事委員会規則で定める休職月等は、次の各号に掲げる休職月等の区分に応じ、当該各号に定める休職月等とする。</p> <p>(1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第55条の2第1項ただし書に規定する事由若しくはこれに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間又は同法_____第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業（職員の自己啓発等休業に関する条例（平成19年愛媛県条例第59号）第11条第2項の規定により読み替えて適用される条例第7条第4項に規定する場合に該当するものを除く。）により現実に職務をとることを要しない期間のあつた休職月等（次号及び第3号に規定する現実に職務に従事することを要しない期間のあつた休職月等を除く。） 当該休職月等</p> <p>(2)・(3) 省略</p>	<p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> この規則は、愛媛県職員退職手当条例（昭和29年愛媛県条例第3号。以下「条例」という。）第5条の2第2項第19号、第5条の5、第6条の4第1項から第3項まで及び第5項、第8条第2項第2号、第10条、第12条の2第11項、第12条の3第3項並びに第15条の規定に基づき、愛媛県職員の退職手当の支給等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(退職手当の請求手続)</p> <p><b>第2条</b> 条例第2条の3及び第6条の5に規定する退職手当及び条例第9条に規定する退職手当（以下「退職手当」という。）は、その支給を受ける資格を有する者からの請求によりこれを支給する。ただし、特別の事情のあるものについては、本人の請求を待たずに退職手当の全部又は一部を支給することができる。</p> <p>2 退職手当の支給を受けようとする者は、退職手当請求書（死亡以外による退職の場合は様式第1号、死亡による退職の場合は様式第2号）に次の各号に掲げる書類を添付して、退職当時の所属長を経て、任命権者に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) 条例第11条第1項第2号_____又は第3号の該当者である場合には、前号に掲げるもののほか、条例第1条及び第2条に規定する職員（以下「職員」という。）の死亡当時その職員の収入により生計を維持していたことを明りようにし得る生計関係申立書（様式第4号）</p> <p>(6)～(8) 省略</p> <p>3 省略</p> <p><b>第3条</b> 条例第11条第3項_____に規定する同順位の者が2人以上ある場合においては、そのうちの1人を総代者として退職手当を請求することができる。</p> <p>2 省略</p> <p>(基礎在職期間)</p> <p><b>第3条の2</b> 条例第5条の2第2項第19号に規定する人事委員会規則で定める在職期間は、次に掲げる在職期間とする。</p> <p>(1) 条例第7条の4第6項本文に規定する場合における移行型一般地方独立行政法人の職員としての在職期間</p> <p>(2)～(7) 省略</p> <p>(退職手当の調整額の算定対象から除外する休職月等)</p> <p><b>第3条の6</b> 条例第6条の4第1項に規定する人事委員会規則で定める休職月等は、次の各号に掲げる休職月等の区分に応じ、当該各号に定める休職月等とする。</p> <p>(1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第55条の2第1項ただし書に規定する事由若しくはこれに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間又は地方公務員法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業（職員の自己啓発等休業に関する条例（平成19年愛媛県条例第59号）第11条第2項の規定により読み替えて適用される条例第7条第4項に規定する場合に該当するものを除く。）により現実に職務をとることを要しない期間のあつた休職月等（次号及び第3号に規定する現実に職務に従事することを要しない期間のあつた休職月等を除く。） 当該休職月等</p> <p>(2)・(3) 省略</p> <p>(その者の非違により退職した者)</p>

**第3条の10** 条例第8条第2項第2号に規定する人事委員会規則で定める者は、その者の非違により退職した者で、退職の日から起算して3月前までに当該非違を原因として地方公務員法第29条の規定による懲戒処分（懲戒免職の処分を除く。）又はこれに準ずる処分を受けたものとする。

（退職手当支給一時差止処分書）

**第18条の2** 条例第12条の2第2項の規定による通知は、退職手当支給一時差止処分書（様式第20号の2）によつてしなければならない。

（処分説明書）

**第18条の3** 条例第12条の2第9項の説明書（以下「処分説明書」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 条例第12条の2第2項に規定する一時差止処分（以下「一時差止処分」という。）の処分者
- (2) 一時差止処分を受けるべき者（以下「被処分者」という。）の氏名
- (3) 被処分者の採用年月日及び退職年月日並びに勤続期間
- (4) 被処分者の退職の日における勤務公署、職名及び給料月額
- (5) 一時差止処分の理由及び被処分者が犯したと思料される犯罪に係る罰条
- (6) 一時差止処分の発令年月日

2 処分説明書は、処分説明書（様式第20号の3）によるものとする。

（知事への通知）

**第18条の4** 条例第12条の2第10項前段の規定に基づき任命権者が知事に通知しなければならない事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 被処分者の氏名、生年月日及び住所
- (2) 被処分者の採用年月日及び退職年月日並びに勤続期間
- (3) 被処分者の退職の日における勤務公署、職名及び給料月額
- (4) 被疑事実の要旨及び被処分者が犯したと思料される犯罪に係る罰条
- (5) 被処分者から事情を聴取した年月日及びその供述の要旨
- (6) 一時差止処分の発令予定年月日
- (7) その他参考となるべき事項

2 条例第12条の2第10項前段の規定による通知は、一時差止処分の実施に関する通知書（様式第20号の4）によつてしなければならない。

**第18条の5** 条例第12条の2第10項後段の規定に基づき任命権者が知事に通知しなければならない事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 一時差止処分を受けた者の氏名
- (2) 取り消した一時差止処分の発令年月日
- (3) 一時差止処分を取り消した年月日及びその理由
- (4) 支払つた一般の退職手当等の額及び支払年月日
- (5) その他参考となるべき事項

2 条例第12条の2第10項後段の規定による通知は、一時差止処分の取消しに関する通知書（様式第20号の5）により、退職手当支給一時差止処分書及び処分説明書の写しを添付してしなければならない。

（退職手当の返納手続）

（懲戒免職等処分を行う権限を有していた機関がない場合における退職手当管理機関）

**第19条** 条例第11条第2号に規定する人事委員会規則で定める機関

**第19条** 条例第12条の3第2項の規定による通知は、退職手当返納

は、職員の退職の日において当該職員の占めていた職（当該職が廃止された場合にあつては、当該職に相当する職）の任命権を有する機関とする。

（退職手当支給制限の通知）

**第20条** 条例第12条第1項の規定による処分に係る同条第2項の通知及び条例第14条第1項又は第2項の規定による処分に係る同条第5項において準用する条例第12条第2項の通知は、退職手当支給制限処分書（様式第21号）によつてしなければならない。

（退職手当支払差止め通知）

**第21条** 条例第13条第1項から第3項までの規定による処分に係る同条第10項において準用する条例第12条第2項の通知は、退職手当支払差止め処分書（様式第22号）によつてしなければならない。

（退職手当返納命令の通知等）

**第22条** 条例第15条第1項の規定による処分に係る同条第6項において準用する条例第12条第2項の通知及び条例第16条第1項の規定による処分に係る同条第2項において準用する条例第12条第2項の通知は、退職手当返納命令書（様式第23号）によつてしなければならない。

2 前項に定めるもののほか、条例第15条第1項及び第16条第1項の規定による退職手当の返納の手続については、愛媛県公有財産及び債権に関する事務取扱規則（昭和39年愛媛県規則第49号）の定めるところによる。

（条例第17条第1項に規定する懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知）

**第23条** 条例第17条第1項の通知は、愛媛県職員退職手当条例第17条第1項に規定する懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知書（様式第24号）によつてしなければならない。

（退職手当相当額納付命令の通知等）

**第24条** 条例第17条第1項から第5項までの規定による処分に係る同条第7項において準用する条例第12条第2項の通知は、退職手当相当額納付命令書（様式第25号）によつてしなければならない。

2 前項に定めるもののほか、条例第17条第1項から第5項までの規定による退職手当相当額の納付の手続については、第22条第2項の規定を準用する。

命令書（様式第21号）により、同条第1項に規定する刑の確定後速やかに行うものとする。

2 前項に定めるもののほか、条例第12条の3第1項の規定による退職手当の返納の手続については、愛媛県公有財産及び債権に関する事務取扱規則（昭和39年愛媛県規則第49号）の定めるところによる。

様式第20号の2から様式第20号の5までを削る。

様式第21号を次のように改める。

様式第21号（第20条関係） 退職手当支給制限処分書

様式第21号（その1）

（表）

退職手当支給制限処分書

年 月 日

様

（退職手当管理機関） 印

愛媛県職員退職手当条例（昭和29年愛媛県条例第3号。以下「条例」という。）第12条第1項（第14条第1項）の規定により、一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分として、下記の金額を支払わないこととする。

なお、この処分について不服があるときは、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日以内に愛媛県知事に対し異議申立て（審査請求）をすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分書を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として（当該処分の取消しの訴えにおいて被告となる愛媛県を代表すべき者が被告の代表者となる。）提起することができる（なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して6箇月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申立て（審査請求）をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立て（審査請求）に対する決定（裁決）の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる（なお、その決定（裁決）の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内であつても、その決定（裁決）の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

記

金

円

（処分前の一般の退職手当等の額）

円

（処分後に支払われる一般の退職手当等の額）

円

(裏)

(退職をした者の氏名)	
(採用年月日) 年 月 日	(勤続期間) 年 月
(退職年月日) 年 月 日	
(退職時の勤務公署)	
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) 円 ( 職 級 号給)
(支給制限処分の理由)	
(条例第12条第1項で定める事情に関し勘案した内容についての説明)	

注1 この様式は、条例第12条第1項又は第14条第1項（同項第1号又は第2号に該当する場合に限る。）の規定による処分を行う場合に使用すること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

3 不要の文字は、抹消すること。

4 勤続期間とは、条例第7条第1項に規定する勤続期間をいう。

様式第21号（その2）

（表）

退職手当支給制限処分書

年 月 日

様

（退職手当管理機関） 印

愛媛県職員退職手当条例（昭和29年愛媛県条例第3号。以下「条例」という。）第14条第1項（第2項）の規定により、一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分として、下記の金額を支払わないこととする。

なお、この処分について不服があるときは、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日以内に愛媛県知事に対し異議申立て（審査請求）をすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分書を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として（当該処分の取消しの訴えにおいて被告となる愛媛県を代表すべき者が被告の代表者となる。）提起することができる（なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して6箇月以内であつても、この処分の日から起算して1年を経過するるとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申立て（審査請求）をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立て（審査請求）に対する決定（裁決）の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる（なお、その決定（裁決）の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内であつても、その決定（裁決）の日から起算して1年を経過するるとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

記

金

円

（処分前の一般の退職手当等の額）

円

（処分後に支払われる一般の退職手当等の額）

円



様式第21号の次に次の4様式を加える。

様式第22号（第21条関係） 退職手当支払差止処分書

様式第22号（その1）

（表）

退職手当支払差止処分書

年 月 日

様

（退職手当管理機関） 印

愛媛県職員退職手当条例（昭和29年愛媛県条例第3号。以下「条例」という。）第13条第1項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止める。

なお、この処分について不服があるときは、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日以内に愛媛県知事に対し異議申立て（審査請求）をすることができる。また、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、（退職手当管理機関）に対してこの処分の取消しを申し立てることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分書を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として（当該処分の取消しの訴えにおいて被告となる愛媛県を代表すべき者）が被告の代表者となる。）提起することができる（なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して6箇月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申立て（審査請求）をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立て（審査請求）に対する決定（裁決）の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる（なお、その決定（裁決）の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内であつても、その決定（裁決）の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

（退職をした者の氏名）

（採用年月日） 年 月 日

（勤続期間）

年 月

（退職年月日） 年 月 日